

○会計検査院規則第一号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年二月二十二日

会計検査院長 森田 祐司

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。
別表第一国立研究開発法人科学技術振興機構の項を次のように改める。

国立研究開発法人科学技術振興機構	国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第五百五十八号）第三十五条	同法第三十二条第五項（同条第七項及び第八項において準用する場合を含む。）	国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令（平成十五年政令第四百三十九号）第十六条
------------------	--	--------------------------------------	--

附 則

この規則は、令和三年二月二十三日から施行する。

改正後				改正前																											
<p>（独立行政法人の証明責任者、証明期間及び計算書等）</p> <p>第七十条 別表第一の第一欄に掲げる独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）の会計については、証明責任者は、法人の長とし、証明期間は、一月とする。</p> <p>2 計算書は、合計残高試算表（合計試算表、残高試算表その他これらに類するものを含む。以下同じ。）とする。</p> <p>3 （略）</p>				<p>（独立行政法人の証明責任者、証明期間及び計算書等）</p> <p>第七十条 （同左）</p> <p>2 （同左）</p> <p>3 （同左）</p>																											
<p>（合計残高試算表の添付書類）</p> <p>第七十一条 （略）</p> <p>2 前項の書類のほか、別表第一の第二欄に掲げる規定に規定する長期借入金又は債券の償還計画又は返済計画を立て、主務大臣の認可を受けたときは、毎事業年度の最初の月の合計残高試算表に、これを添付しなければならない。償還計画又は返済計画に変更があったときは、変更後の償還計画又は返済計画をその月の合計残高試算表に添付しなければならない。</p> <p>3 前二項の書類のほか、別表第一の第三欄に掲げる規定による納付金を国庫に納付したときは、同表の第四欄に掲げる規定に規定する書類をその月の合計残高試算表に添付しなければならない。</p>				<p>（合計残高試算表の添付書類）</p> <p>第七十一条 （同左）</p> <p>2 （同左）</p> <p>3 （同左）</p>																											
<p>別表第一（第七十条、第七十一条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一</th> <th>二</th> <th>三</th> <th>四</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>国立研究開発法人科学技術振興機構</td> <td><u>国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）第三十五条</u></td> <td><u>同法第三十二条第五項（同条第七項及び第八項において準用する場合を含む。）</u></td> <td>国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令（平成十五年政令第四百三十九号）<u>第十六条第一項本文</u></td> </tr> </tbody> </table>				一	二	三	四	（略）	（略）	（略）	（略）	国立研究開発法人科学技術振興機構	<u>国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）第三十五条</u>	<u>同法第三十二条第五項（同条第七項及び第八項において準用する場合を含む。）</u>	国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令（平成十五年政令第四百三十九号） <u>第十六条第一項本文</u>	<p>別表第一（第七十条、第七十一条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一</th> <th>二</th> <th>三</th> <th>四</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>国立研究開発法人科学技術振興機構</td> <td></td> <td><u>国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）第二十条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）</u></td> <td>国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令（平成十五年政令第四百三十九号）<u>第十条第一項本文</u></td> </tr> </tbody> </table>				一	二	三	四	（略）	（略）	（略）	（略）	国立研究開発法人科学技術振興機構		<u>国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）第二十条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）</u>	国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令（平成十五年政令第四百三十九号） <u>第十条第一項本文</u>
一	二	三	四																												
（略）	（略）	（略）	（略）																												
国立研究開発法人科学技術振興機構	<u>国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）第三十五条</u>	<u>同法第三十二条第五項（同条第七項及び第八項において準用する場合を含む。）</u>	国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令（平成十五年政令第四百三十九号） <u>第十六条第一項本文</u>																												
一	二	三	四																												
（略）	（略）	（略）	（略）																												
国立研究開発法人科学技術振興機構		<u>国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）第二十条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）</u>	国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令（平成十五年政令第四百三十九号） <u>第十条第一項本文</u>																												

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----